

◎新潟県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 長岡西山線
- 2 供用開始の区間
柏崎市西山町大津字大鼻840番2 から同市西山町大津字五兵ヶ入600番1 まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月13日